

# 第 1 編 基本事項



## 第1章 基本事項

### 1. 1 計画改訂の趣旨

甲賀市（以下、「本市という」）では、平成17年1月に「環境基本方針」を定め、豊かな自然・歴史・文化資源に囲まれた原風景を保全し、市民・事業者・行政が一体となって自らの環境は自らが守り、より良い環境を創造し次代に引き継ぐための取組を推進しています。このような中で、本市においては、ごみの量の増加を抑制するために、より一層のごみの減量化・資源化への取組を推進してきました。

一般廃棄物の処理については、市民・事業者・行政が連携し、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的、計画的に推進するための指針として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に従い、これまで「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定してきました。令和元年度には、基本計画の改訂及び「災害廃棄物処理計画」の追加を行い、「第3次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定しましたが、第3次計画の中間見直し時期を迎えたこと、本市をとりまくごみ処理の情勢、法制度の改訂、リサイクル環境の変化などを踏まえ、この度中間見直しを行うこととしました。

また、本市においては、第72回全国植樹祭の開催を契機に、令和4年度を「環境元年」と位置づけ、令和32年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現をオール甲賀で目指す「甲賀市環境未来都市宣言」を令和4年9月30日に甲賀市議会と共同で表明しました。

本計画の見直しにあたっては「甲賀市地球温暖化対策実行計画（令和6年3月策定予定）」と整合性を図り、市の脱炭素の取組みの推進を目指します。

1.2 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図1-1-1に示します。

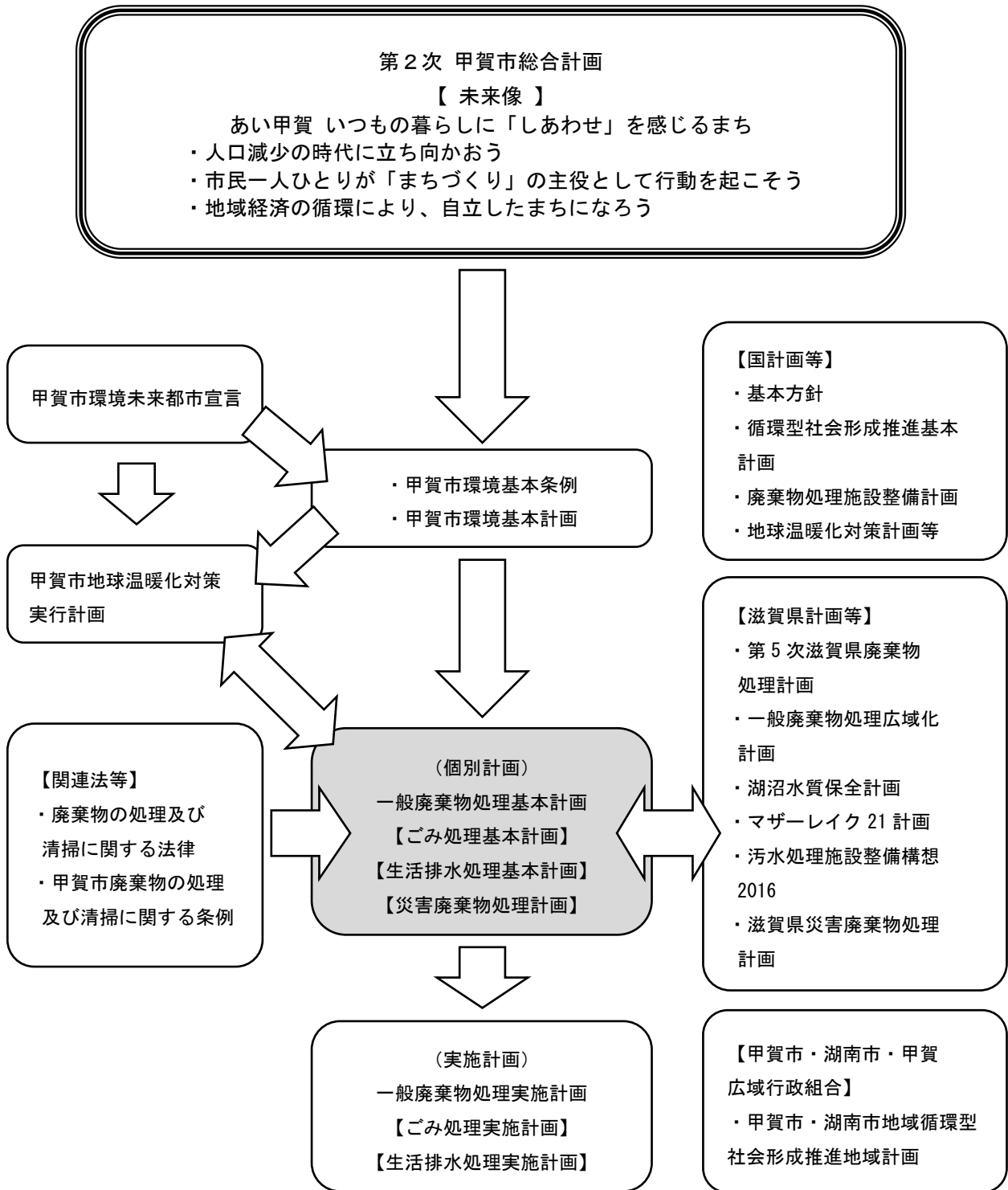


図1-1-1 計画の位置づけ

### 1. 3 計画の目標年度

令和2年3月に策定した第3次計画では、令和2年度から令和10年度までの9年間の計画期間としていましたが、この度、見直し時期を迎えました。

本計画の計画期間は、令和6年度～令和10年度までの5年間とします。

	年度								
	R2	R3	R4	R5 (見直し)	R6	R7	R8	R9	R10
第3次 計画 R2年3月	計画期間				計画期間				目標 年度
本計画 R6年3月	/			本計画 策定	計画期間				目標 年度

